# 実務者研修学則

（研修事業名称及び設置目的）

第１条　研修の名称は、Ｅぷらす　介護福祉士実務者研修（通信課程）とし、この介護福祉士実務者研修では実務経験のみでは修得できない、より専門的な知識・技術の修得を目的とする。

（事業所の名称及び位置）

第２条　本研修は、次の事業者（以下、「当法人」という。）が実施する。

事業者　　株式会社Ｅぷらす

位　置　　福岡県久留米市小森野１丁目３－３０　エパル小森野東棟

（２）当法人が実施する研修の研修場所は、以下のとおりとする。

① 久留米ビジネスプラザ内（研修室）

② 彌栄苑（地域交流スペース）

③ ナーシングホーム「奏」（会議室）

④ 舞風台（地域交流スペース）

⑤ たんたん（地域交流スペース）

（３）前項における研修の実施場所について、研修の開講に伴い研修場所の追加などの変更が生じた場合には、１か月以内に福岡県へ報告するものとする。

（修業年限）

第３条　修業年限は原則６か月とする。ただし、過去に次の研修を修了した者については、受講期間が１か月以上であり、かつ、修了基準を満たした場合においては、修了認定できるものとする。

・介護職員初任者研修

・訪問介護員養成研修（１・２級）

・介護職員基礎研修

・その他、上記に掲げる過程に準ずる過程

（２）６か月で修了できなかった場合、在籍期間を１年間に限り延長できる。

（定員及び学級数）

第４条　１学級の定員を２０名とし、１年間の総定員数を２４０名（１２学級）とする。

（養成課程）

第５条　実務者研修（通信課程）とする。

（カリキュラムと履修方法）

第６条　研修のカリキュラム及びその履修方法、履修認定科目は学則別表のとおり。

（休業日）
第７条　次に挙げる日には、授業は行わないものとする。
（１）天災その他やむを得ない事情により、授業を行うことができないと当法人が認める日。
（２）年末年始（１２月２９日から１月３日）

（入学時期）
第８条　入学の時期は、学級の開講日とする。（４月から翌年３月まで１２回、毎月開講）

（入学資格）
第９条　入学資格は次のとおりとする。
受講対象者は九州圏内在住または在勤で、研修開催場所までの通学が可能な者とする。
通信養成の実施地域を九州圏内とする。
①５０時間コース
介護職員基礎研修を修了し、その修了を証明できる書類を研修申し込み時に当法人に提出している者。
②９５時間コース
訪問介護員養成研修１級課程を修了し、その修了を証明できる書類を研修申し込み時に当法人に提出している者。
③３２０時間コース
訪問介護員養成研修２級課程または、初任者研修を修了し、その修了を証明できる書類を研修申し込み時に当法人に提出している者。
④４５０時間コース
介護職員基礎研修、訪問介護員養成研修１級課程、訪問介護員養成研修２級課程、初任者研修のいずれも修了していない者、または、修了していることを証明する書類を研修申し込み時に当法人に提出していない者。

（入学者の選考）
第１０条　受講生の選抜方法は、以下のとおりとする。
当法人指定の申込用紙に必要事項を記載の上、期日までに申し込みをした者。
ただし、定員に達した時点で申し込みは終了するものとする。

（受講手続き）
第１１条　受講手続きは以下のとおりとする。
（１）当法人は、書類審査の上受講の決定を行い、受講決定通知書を受講生宛てに通知する。
（２）受講決定通知書を受け取った受講生は、第１６条の受講料を納入する。
（３）支払方法は、一括納入のみとする。
（４）当法人は、受講料の納入を確認した後に教材を郵送する。ただし、分割納入を希望する受講生はこの限りではない。

（退学）
第１２条　退学をしようとする受講生は、退学願を提出し、当法人の許可を得なければならない。ただし、第２２条の規定に反する者は受講を取り消すことが出来るものとする。

（休学）

第１３条　受講生は、疾病その他やむを得ない理由により就学をすることが出来ない場合は、休学願を提出し、当法人の許可を得なければならない。この場合において、疾病によるときは、医師の診断書を提出しなければならない。

（復学）

第１４条　休学をしていた受講生は、休学の理由が消滅し、復学しようとするとき、復学願を提出し、当法人の許可を得なければならない。

（課程修了の認定）

第１５条　テキストによる自宅学習（通信課程）全てと、スクーリングによる学習（面接授業）の全てを受講することで修了の認定となる。

（２）修了認定の判定基準は次の通りとする。

全２０科目（４５０時間）を学習し、合格はＡＢＣＤの４段階で判定する。

≪A→９０点以上、B→８０点以上、C→７０点以上、D→７０点未満≫

①D 評価は、不合格とし課題再提出となる。再提出の場合は添削箇所を訂正し、指定の提出期限までに再提出するものとする。

②C 判定以上の判定が出ない場合は次の課題には進めずに繰り返す。

③医療的ケアは、演習の全てに参加すること、演習において一定の基準に達することを必須とする。

④介護課程Ⅲは、演習の全てに参加し実技の評価で合格することと、筆記試験で７０点以上をとることで合格とする。不合格の場合は、追試験を受け合格しなければならない。

（受講料）

第１６条　受講料は以下のとおりとする。

| 受講予定の有する資格 | 受講料 | 内訳 |
|---|---|---|
| 無資格 | 150,000 円 | 受講料 150,000 円<br>テキスト代別 14,500 円 |
| 介護職員初任者研修 | 80,000 円 | 受講料 80,000 円<br>テキスト代別 14,500 円 |
| ホームヘルパー２級 | 80,000 円 | 受講料 80,000 円<br>テキスト代別 13,700 円 |
| ホームヘルパー１級 | 80,000 円 | 受講料 80,000 円<br>テキストなし |
| 介護職員基礎研修修了 | 50,000 円 | 医療的ケア |

（２）退学、休学した者にかかる既納の受講料については、返金できないものとする。

（修了証明書の交付）

第１７条　研修修了の認定を受けた者に修了証明書を交付する。

修了者から、修了証紛失等による再交付の依頼があった場合、修了者へ事務手数料に係る費用の支払を求めるものとする。

（欠席の取扱い）

第１８条　遅刻、早退は欠席扱いとする。ただし、やむを得ず欠席をした場合、在籍期間において再履修を受けることが出来るものとする。

やむを得ない場合は次のとおり。

（１）病気・怪我など（証明できる書類の提出を求める場合がある）

（２）天災地変・台風

（３）交通機関の事故・ストライキ

（４）その他真にやむを得ない事情

（使用する教材）

第１９条　実務者研修テキスト全８巻セット（日本医療企画版）

１巻：人間の尊厳と自立・社会の理解

２巻：介護の基本的理解とリスクマネジメント

３巻：介護におけるコミュニケーション技術

４巻：生活支援の技術と環境整備

５巻：介護課程の基礎知識と応用～事例展開と評価～

６巻：老年期の疾病と認知症・障害の理解

７巻：介護にかかわるこころとからだ

８巻：医療的ケアの理論と実践

（２）その他、研修においいて必要な物品・機材。

（免除科目）

第２０条　社援基発１１０４第１号『実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について』に基づき、免除科目は別表２のとおりとする。

（表彰）

第２１条　当法人は、学業成績が優秀である者または、他の受講生の模範となる者を表彰することができる。表彰は表彰状を授与する。

（懲戒）

第２２条　懲戒は次の各号のいずれかに該当した場合に、戒告、退学の措置をとることができるものとする。

（１）素行不良で改悛の見込みがないと認められる場合。

（２）秩序を乱し、受講生としてふさわしくない行為のあった場合。

（３）学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる場合。

（４）その他この学則または、これに基づく規定に違反した場合。

（教員組織）

第２３条　以下の教員を置くものとする。

（１）養成施設長

（２）教務に関する主任者

（３）介護課程Ⅲ担当教員

（４）医療的ケア担当教員

（５）その他の教員

（その他の事項）

第２４条　研修事業の実施にあたり、次の通り必要な措置を講じることとする。

（１）研修の受講に際して、受講申込受付時または研修開始日の開校式までに本人確認を行う。本人確認の方法は、以下の公的証明書の提出等により行うものとし、本人確認ができない場合は、受講の拒否又は修了の認定を行わないものとする。

①戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の提出

②住民基本台帳カードの提示

③健康保険証の提示

④運転免許証の提示

⑤パスポートの提示

⑥年金手帳の提示

⑦国家資格等を有する者については免許証又は登録証の提示等

（２）研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情および事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：総務・人事部受講生担当窓口　　電話：090-5383-5105

（３）研修事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。

（施行細則）

第２５条　この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当法人がこれを定める。

（附則）

この学則は令和４年４月１日から施行する。

この学則は一部を改訂し、令和６年４月１日から施行する。

この学則は一部を改訂し、令和９年４月１日から施行する。

（学則別表）

# カリキュラム

| | 科目 | 必要時間数 | 主な内容 | 無資格 | 介護職員初任者研修 | 訪問介護員研修 | | | 介護職員基礎研修 | その他全国研修 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 1級 | 2級 | | | |
| 通信 | 人間の尊厳と自立 | 5 | ①人間の尊厳と自立 | 5 | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| | 社会の理解　I | 5 | ①介護保険制度 | 5 | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| | 介護の基本　I | 10 | ①介護福祉士制度<br>②尊厳の保持、自立に向けた介護の考え方と展開　ほか | 10 | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| | 生活支援技術　I | 20 | ①生活支援と ICF<br>②ボディメカニクスの活用　ほか | 20 | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| | 発達と老化の理解　I | 10 | ①老化に伴う心の変化と日常生活への影響<br>②老化に伴うからだの変化と日常生活への影響 | 10 | 10 | ○ | 10 | | ○ | |
| | 認知症の理解　I | 10 | ①認知症ケアの理念<br>②認知症による生活障害、心理・行動の特徴　ほか | 10 | ○ | ○ | 10 | | ○ | 認知症実践者研修 |
| | 障害の理解　I | 10 | ①障害者福祉の理念<br>②認知症による生活障害、心理・行動の特徴　ほか | 10 | ○ | ○ | 10 | | ○ | |
| | こころとからだのしくみ | 20 | ①介護に関係した身体の仕組みの基礎的な理解 | 20 | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| | 介護課程　I | 20 | ①介護課程の基礎的知識<br>②介護課程の展開　ほか | 20 | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| | 社会の理解　II | 30 | ①生活と福祉<br>②社会保障制度　ほか | 30 | 30 | ○ | 30 | | ○ | |
| | 介護の基本　II | 20 | ①介護を必要とする人の生活の理解と支援<br>②介護実践における連携　ほか | 20 | 20 | ○ | ○ | | ○ | |
| | コミュニケーション技術 | 20 | ①介護におけるコミュニケーション技術<br>②介護におけるチームのコミュニケーション　ほか | 20 | 20 | ○ | 20 | | ○ | |
| | 生活支援技術　II | 30 | ①利用者の心身の状況に合わせた介護、<br>福祉用具等の活用、環境整備 | 30 | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| | 障害の理解　II | 20 | ①医学的側面から見た障害の理解<br>②障害児者への支援の実態 | 20 | 20 | ○ | 20 | | ○ | |
| | 認知症の理解　II | 20 | ①医学的側面から見た認知症の理解<br>②認知症の人や家族への支援の実際 | 20 | 20 | ○ | 20 | | ○ | 認知症実践者研修 |
| | 発達と老化の理解　II | 20 | ①人間の成長・発達<br>②老年期の発達・成熟と心理　ほか | 20 | 20 | ○ | 20 | | ○ | |
| | こころとからだのしくみ | 60 | ①人間の心理<br>②人体の構造と機能　ほか | 60 | 60 | ○ | 60 | | ○ | |
| | 介護課程　II | 25 | ①介護課程の展開の実際 | 25 | 25 | ○ | 25 | | ○ | |
| | 医療的ケア | 50 | ①医療的ケアの実施の基礎<br>②喀痰吸引・経管栄養（基礎的知識・実施手順） | 50 | 50 | 50 | 50 | | 50 | 喀痰吸引等研修 |
| スクーリング | 介護課程　III | 45 | ①介護課程の展開の実際（事例検討）<br>②介護技術の評価 | 45 | 45 | 45 | 45 | | ○ | |
| | 医療的ケア（演習） | 12 | ①演習 | 12 | 12 | 12 | 12 | | 12 | 喀痰吸引等研修 |
| | 合計 | 462 | | 462 | 332 | 107 | 332 | | 62 | |

(学則別表2)

# 免除科目

| 科目 | 必要時間数 | 主な内容 | 介護職員初任者研修 | 訪問介護員研修 | | | 介護職員基礎研修 | その他全国研修 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 1級 | 2級 | | | |
| 人間の尊厳と自立 | 5 | 人間の尊厳と自立 | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| 社会の理解　Ⅰ | 5 | 介護保険制度 | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| 介護の基本　Ⅰ | 10 | ①介護福祉士制度<br>②尊厳の保持、自立に向けた介護の考え方と展開　ほか | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| 生活支援技術　Ⅰ | 20 | ①生活支援と ICF<br>②ボディメカニクスの活用　ほか | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| 発達と老化の理解　Ⅰ | 10 | ①老化に伴う心の変化と日常生活への影響<br>②老化に伴うからだの変化と日常生活への影響 | 10 | ○ | 10 | | ○ | |
| 認知症の理解　Ⅰ | 10 | ①認知症ケアの理念<br>②認知症による生活障害、心理・行動の特徴　ほか | ○ | ○ | 10 | | ○ | 認知症実践者研修 |
| 障害の理解　Ⅰ | 10 | ①障害者福祉の理念<br>②認知症による生活障害、心理・行動の特徴　ほか | ○ | ○ | 10 | | ○ | |
| こころとからだのしくみ | 20 | ①介護に関係した身体の仕組みの基礎的な理解 | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| 介護課程　Ⅰ | 20 | ①介護課程の基礎的知識<br>②介護課程の展開　ほか | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| 社会の理解　Ⅱ | 30 | ①生活と福祉<br>②社会保障制度　ほか | 30 | ○ | 30 | | ○ | |
| 介護の基本　Ⅱ | 20 | ①介護を必要とする人の生活の理解と支援<br>②介護実践における連携　ほか | 20 | ○ | ○ | | ○ | |
| コミュニケーション技術 | 20 | ①介護におけるコミュニケーション技術<br>②介護におけるチームのコミュニケーション　ほか | 20 | ○ | 20 | | ○ | |
| 生活支援技術　Ⅱ | 30 | ①利用者の心身の状況に合わせた介護、<br>福祉用具等の活用、環境整備 | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| 障害の理解　Ⅱ | 20 | ①医学的側面から見た障害の理解<br>②障害児者への支援の実態 | 20 | ○ | 20 | | ○ | |
| 認知症の理解　Ⅱ | 20 | ①医学的側面から見た認知症の理解<br>②認知症の人や家族への支援の実際 | 20 | ○ | 20 | | ○ | 認知症実践者研修 |
| 発達と老化の理解　Ⅱ | 20 | ①人間の成長・発達<br>②老年期の発達・成熟と心理　ほか | 20 | ○ | 20 | | ○ | |
| こころとからだのしくみ | 60 | ①人間の心理<br>②人体の構造と機能　ほか | 60 | ○ | 60 | | ○ | |
| 介護課程　Ⅱ | 25 | ①介護課程の展開の実際 | 25 | ○ | 25 | | ○ | |
| 介護課程　Ⅲ<br>（スクーリング） | 45 | ①介護課程の展開の実際（事例検討）<br>②介護技術の評価 | 45 | 45 | 45 | | ○ | |
| 医療的ケア<br>60 時間＋演習 | 50 | ①医療的ケアの実施の基礎<br>②喀痰吸引・経管栄養（基礎知識・実施手順）<br>③演習 | 50 | 50 | 50 | | 50 | 喀痰吸引等研修 |
| 合計 | 450 | | 320 | 95 | 320 | | 50 | |